

新規登録申請書（1）

収入印紙又は証紙貼付箇所

（消印しないこと。）

ふりがな			
氏名 （法人にあつては、 その名称）			
ふりがな			
代表者の氏名 （法人の場合）			
ふりがな			
住所 （法人にあつては、 その所在地）			
ふりがな			
商号			
ふりがな		ふりがな	
主たる営業所の 名称		主たる営業所の 所在地	
年 月 日			
知事 殿			
<p>旅行業法第二十三条の規定による新規登録の申請をします。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p>			
申請者の氏名又は名称			

第十八号様式（第四十四条関係）

旅行サービス手配業者登録簿（1）			
登録年月日	年 月 日		
知事登録旅行サービス手配業第 号			
ふりがな			
氏名 (法人にあつては、 その名称)			
ふりがな			
代表者の氏名 (法人の場合)			
ふりがな			
住所 (法人にあつては、 その所在地)			
ふりがな			
商号			
ふりがな		ふりがな	
主たる営業所の 名称		主たる営業所の 所在地	

（日本工業規格 A列4番）

新規登録申請書（2）
（その他の営業所）

営業所の名称	所在地

宣 誓 書

令和 年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

氏 名 :

住 所 :

生年月日 :

年 月 日生

わたくしは次の事項に該当していないことを宣誓いたします。

- 1 . 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。)
- 2 . 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- 3 . 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)
- 4 . 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- 5 . 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前四号のいずれかに該当するもの
- 6 . 旅行業法第6条第1項第6号において規定する、心身の故障により旅行業、旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの若しくは旅行業法第26条第1項第3号において規定する、心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 7 . 暴力団員等がその事業活動を支配する者

旅行サービス手配業務に係る事業の計画(1)

1. 氏名又は商号若しくは名称及び住所

氏名又は商号若しくは名称: _____

住 所: 〒 _____

TEL: _____ FAX: _____

e-mail: _____

2. 事業の沿革

3. 主たる株主(株式会社のみ)

株 主 名	株 数	構成比	会 社 と の 関 係
1.	株	%	
2.	株	%	
3.	株	%	
4.	株	%	
5.	株	%	
6.	株	%	
7.	株	%	
小 計	株	%	_____
発行済株式総数	株	%	_____

旅行サービス手配業務に係る事業の計画（２）

4. 兼業の有無

- ① _____
- ② _____
- ③ _____
- ④ _____
- ⑤ _____

5. 従業員数等

常勤役員数 _____人

内 旅行サービス手配業実施部門担当役員数 _____人

内 旅行サービス手配業務取扱管理者有資格者

総合旅行業務取扱管理者試験合格者※ _____人

国内旅行業務取扱管理者試験合格者※ _____人

旅行サービス手配業務管理者研修修了者 _____人

全従業員数（役員は除く） _____人

内 旅行サービス手配業実施部門担当従業員数 _____人

内 旅行サービス手配業務取扱管理者有資格者

総合旅行業務取扱管理者試験合格者※ _____人

国内旅行業務取扱管理者試験合格者※ _____人

旅行サービス手配業務管理者研修修了者 _____人

※平成16年まで実施された一般・国内旅行業務取扱主任者試験合格者、認定者を含む

6. 旅行サービス手配業務の概要

旅行サービス手配業務に係る事業の計画（3）

7. 主な旅行者・旅行サービス手配業者との契約状況

提携業者名	所在地

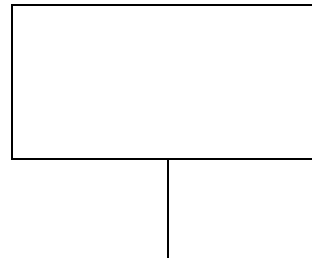
※新規に登録を受ける場合で、契約する旅行者等又は旅行サービス手配業者が無い場合は提携業者名に「(予定)」と付記すること。

※「旅行者等」は、外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む。

※日本における旅行者又は旅行サービス手配業者については登録番号を提携業者名に付記すること。

旅行サービス手配業の組織の概要図

(常勤役員
従業員
旅行部門従業員
名
名
名)



- ※印は選任した総合旅行業務取扱管理者
- ★印は総合旅行業務取扱管理者の有資格者
- ☆印は選任した国内旅行業務取扱管理者
- ◎印は国内旅行業務取扱管理者の有資格者
- 印は旅行サービス手配業務取扱管理者の修了者

宣 誓 書

令和 年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

氏 名 :

住 所 :

生年月日 :

年 月 日生

わたくしは次の事項に該当していないことを宣誓いたします。

- 1 . 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消の日から5年を経過していないものを含む。)
- 2 . 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- 3 . 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)
- 4 . 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- 5 . 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前四号のいずれかに該当するもの
- 6 . 旅行業法第6条第1項第6号において規定する、心身の故障により旅行業、旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの若しくは旅行業法第26条第1項第3号において規定する、心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 7 . 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※登録申請時に、旅行サービス手配業務取扱管理者として、総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者試験の合格者を選任している場合は、選任一覧表を提出して下さい（本誓約書の提出は不要です）。

旅行サービス手配業務取扱管理者選任に係る誓約書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

法人の名称：

（※法人である場合に記載）

誓約を行う者の

氏 名：

住 所：

生年月日： 年 月 日生

旅行サービス手配業務を営むにあたり、平成30年1月4日から6月以内に以下の各号のいずれかの要件を満たした者を旅行サービス手配業務取扱管理者として選任することを誓約します。なお、選任した場合には、速やかに報告いたします。

- 1 . 旅行業法(以下、「法」という。)第29条において準用する法第12条の12から第12条の14までの規定により観光庁長官の登録を受けた登録研修機関又は観光庁長官が実施する旅行サービス手配業務取扱管理者研修の課程を修了した者
- 2 . 法第11条の3の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者

事故処理体制の説明書

	担当区分	氏名	平日の連絡先 (TEL)	夜間及び日・祝・祭日 の連絡先 (TEL)
社内の連絡・責任体制	総括責任者 渉外担当責任者 旅客家族担当責任者			
	担当区分	氏名	平日の連絡先 (TEL)	夜間及び日・祝・祭日 の連絡先 (TEL)
社外との連絡体制	観光庁 観光産業課 沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策課		03-5253-8111(代) 03-5253-8330(直) 098-866-2763	

旅行サービス手配業 定款等の変更に関する誓約書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

法人の名称：

(※法人である場合に記載)

誓約を行う者（法人の場合は代表者）の

氏 名：

住 所：

生年月日： 年 月 日生

旅行サービス手配業務を営むにあたり、次期の株主総会等の機会において、一年以内に法人の定款又は寄附行為の目的に「旅行サービス手配業」を追加することを誓約します。なお、定款又は寄附行為の変更がされた場合は、速やかに報告いたします。